

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 5 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 109 号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和 35 年岩手県規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第 1（第 6 条関係） 1 収容施設の供与 （1） [略] （2） 応急仮設住宅 ア [略] イ 応急仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は <u>2,385,000 円</u> 以内とする。 ウ～キ [略] 2 [略] 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 （1）・（2） [略] （3） 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。	別表第 1（第 6 条関係） 1 収容施設の供与 （1） [略] （2） 応急仮設住宅 ア [略] イ 応急仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は <u>2,342,000 円</u> 以内とする。 ウ～キ [略] 2 [略] 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 （1）・（2） [略] （3） 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 以上 の世 帯
夏季	4月 から 9月 まで	<u>17,3</u> 00円	<u>22,2</u> 00円	<u>32,7</u> 00円	<u>39,1</u> 00円	<u>49,6</u> 00円	5人 を超 える 者1 人ご とに 7,20 0円 を <u>49,6</u> <u>00円</u> に加 算し た額
冬季	10月 から 3月 まで	<u>28,5</u> 00円	<u>36,8</u> 00円	<u>51,4</u> 00円	<u>60,3</u> 00円	<u>75,6</u> 00円	5人 を超 える 者1 人ご とに 10,3 00円 を <u>75,6</u> <u>00円</u> に加 算し た額

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 以上 の世 帯
夏季	4月 から 9月 まで	<u>17,2</u> 00円	<u>22,1</u> 00円	<u>32,6</u> 00円	<u>39,0</u> 00円	<u>49,5</u> 00円	5人 を超 える 者1 人ご とに 7,20 0円 を <u>49,5</u> <u>00円</u> に加 算し た額
冬季	10月 から 3月 まで	<u>28,4</u> 00円	<u>36,7</u> 00円	<u>51,2</u> 00円	<u>60,1</u> 00円	<u>75,4</u> 00円	5人 を超 える 者1 人ご とに 10,3 00円 を <u>75,4</u> <u>00円</u> に加 算し た額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた

世帯

季 別	期 間	1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人 以 上 の 世 帯
夏 季	4 月 か ら 9 月 ま で	5,60 0円	7,50 0円	11,3 00円	13,7 00円	<u>17,5</u> 00円	5人 を 超 え る 者 1 人 ご と に 2,40 0円 を <u>17,5</u> 00円 に 加 算 し た 額
冬 季	10 月 か ら 3 月 ま で	9,00 0円	11,9 00円	<u>16,9</u> 00円	<u>20,0</u> 00円	<u>25,3</u> 00円	5人 を 超 え る 者 1 人 ご と に 3,30 0円 を <u>25,3</u> 00円 に 加 算 し た 額

4・5 [略]

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた

世帯

季 別	期 間	1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人 以 上 の 世 帯
夏 季	4 月 か ら 9 月 ま で	5,60 0円	7,50 0円	11,3 00円	13,7 00円	<u>17,4</u> 00円	5人 を 超 え る 者 1 人 ご と に 2,40 0円 を <u>17,4</u> 00円 に 加 算 し た 額
冬 季	10 月 か ら 3 月 ま で	9,00 0円	11,9 00円	<u>16,8</u> 00円	<u>19,9</u> 00円	<u>25,2</u> 00円	5人 を 超 え る 者 1 人 ご と に 3,30 0円 を <u>25,2</u> 00円 に 加 算 し た 額

4・5 [略]

<p>6 災害にかかった住宅の応急修理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行き、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり、<u>510,000円</u>以内とする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>7・8 [略]</p> <p>9 埋葬</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人<u>193,000円</u>、小人<u>154,400円</u>以内とする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>10～13 [略]</p>	<p>6 災害にかかった住宅の応急修理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行き、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり、<u>500,000円</u>以内とする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>7・8 [略]</p> <p>9 埋葬</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人<u>199,000円</u>、小人<u>159,200円</u>以内とする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>10～13 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成18年4月1日から適用する。